

■ 教 育 ■

教
育

「教育のまち池田」の基本理念 = 5つの教育ビジョン =

1. 基本理念

- ✦ 一人ひとりの生命と人権を大切にし、心のかようななみを
- ✦ 生涯にわたって学ぶ意欲と展望を持ち、心の豊かな人づくりを
- ✦ 学校・家庭・地域社会の連携を深め、心のなごむまちづくりを

2. 教育ビジョン（基本理念の実現のための5つの「教育ビジョン」）

ビジョン1 社会で生きる実践的な力を育てます

学ぶ意欲を高め、学習習慣の育成と確かな学力の向上に努めるとともに、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、地域社会の中で「学びつづけ、ともに生きる池田の子ども」を育成します。また、体験的な学習や、多文化共生社会に対応した国際理解教育、生き方を学ぶキャリア教育等の取り組みを進め、人との関係づくりの基礎となるコミュニケーション能力などを育成することで自立した生き方を支える基本的な資質・能力を十分に身に付けさせ、社会で生きる実践的な力を育成します。

ビジョン2 豊かな心としなやかな身体を育てます

思いやる心、感動する心などの「豊かな人間性」や、生涯を通じて健康でたくましく生きるため、望ましい生活習慣の確立や体力の向上を図るなど、一人ひとりの個性や能力を発揮しながら、新しい時代を生き抜くための人間力を育成し、自己実現を図る社会をめざします。

ビジョン3 信頼される学校づくりを推進します

子どもたちの実態や保護者の願い、地域の特性を生かしながら、校園長のリーダーシップのもと、「一貫した教育」を柱として、子どもたち一人ひとりが生き生きと学び、生活できるよう責任ある学校園づくりを推進します。

ビジョン4 地域全体で子どもを守り育てる体制づくりを推進します

子どもたちの健やかな成長のために、さまざまな課題を地域全体で共有し、さらなる連携を深めながら、学校教育・家庭教育を地域社会全体で支えます。また、次世代につながる親学習も支援します。

ビジョン5 「教育のまち池田」らしい生涯学習社会の実現をめざします

生涯学習社会にふさわしい学びの場を拡げ、市民一人ひとりがそれぞれに適した方法や手段で生涯にわたり学びつづけ、豊かで生きがいのある生活が送れるよう学習活動を支援していきます。また、多様な市民ニーズに応えるため、体育館・公民館・図書館など、社会教育施設の整備や充実を図るとともに、地域の学習活動を支援し、学校教育との連携も進めていきます。

教 育 財 政

1. 年度別教育費比較表

(単位：千円)

区 分	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(決算)	令和4年度(当初予算)
教育費総合(A)	4,312,073	5,073,101	6,079,096	5,176,275	4,297,615
1 教育総務費	1,274,806	1,132,867	1,471,491	1,403,316	1,469,962
2 小学校費	598,768	578,383	702,019	1,391,449	738,037
3 中学校費	538,072	439,467	418,397	317,190	650,530
4 幼稚園費	224,867	182,447	232,724	202,372	234,088
5 給食センター費	768,776	1,834,140	2,346,721	548,752	539,878
6 社会教育費	906,784	905,797	907,744	1,313,196	665,120
一般会計歳出(B)	39,139,607	40,362,085	51,312,687	42,884,061	40,094,000
(A)の(B)に対する比率	11.0%	12.6%	11.8%	12.1%	10.7%

2. 児童・生徒1人当たり年度別教育費比較表

(単位：円)

区 分	小 学 校 費		中 学 校 費		幼 稚 園 費	
	決 算 額	1人当たり	決 算 額	1人当たり	決 算 額	1人当たり
平成30年度	598,767,635	113,640	538,072,576	221,065	224,867,415	820,684
令和元年度	578,382,895	110,021	439,467,085	184,961	182,447,096	1,249,638
令和2年度	702,018,919	136,500	418,397,107	174,405	232,724,263	1,818,158
令和3年度	1,391,448,621	268,568	317,190,482	129,677	202,372,112	1,124,290
令和4年度	738,037,000	145,197	650,530,000	262,947	234,088,000	1,206,639

(人件費、扶助費、投資的経費を除いた場合)

(単位：円)

区 分	小 学 校 費		中 学 校 費		幼 稚 園 費	
	決 算 額	1人当たり	決 算 額	1人当たり	決 算 額	1人当たり
平成30年度	375,400,579	71,247	312,402,501	128,349	56,047,628	204,553
令和元年度	373,471,723	71,043	279,710,604	117,723	39,738,849	272,184
令和2年度	343,802,693	66,849	219,334,261	91,427	33,441,458	261,261
令和3年度	323,183,556	62,379	150,745,525	61,629	29,576,985	164,317
令和4年度	335,422,000	35,989	155,355,000	62,795	32,310,000	166,546

(注)令和4年度は当初予算額を示す

教 育 行 政

市 立 学 校 園 一 覧

(令和4年5月1日現在)

小 学 校										義務教育学校
学校名	池 田	秦 野	北豊島	呉 服	石 橋	五月丘	石橋南	緑 丘	神 田	ほそごう
所在地	大和町	畑1丁目	豊島北2丁目	姫室町	井口堂3丁目	五月丘2丁目	石橋4丁目	緑丘2丁目	神田2丁目	伏尾台3丁目
開校年月日	M7.2.25	M.8.11.18	M.7.2.28	S.14.4.1	S.28.5.18	S.35.4.1	S.47.4.1	S.51.4.1	S.53.4.1	H.30.4.1
学級数	36	31	26	25	30	19	17	20	27	30
児童・生徒数(人数)	787	689	491	600	602	330	283	473	520	465
教員数	47	37	34	33	36	26	23	28	34	53
職員数	4	3	3	2	3	3	3	2	2	4
敷地面積(m ²)	14,400	14,063	10,506	16,243	12,102	13,642	14,463	17,478	14,803	37,980
校舎延面積(m ²)	6,725	6,460	5,298	7,064	5,181	5,780	5,167	5,626	6,531	9,090
校舎鉄筋化率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
普通教室数	29	29	22	22	21	16	15	19	26	23
特別教室数	9	10	11	13	9	12	11	9	9	23
体育館	1(1,271m ²)	1(779m ²)	1(1,079m ²)	1(1,020m ²)	1(808m ²)	1(1,110m ²)	1(861m ²)	1(960m ²)	1(1,014m ²)	3(3,672m ²)
プール	1(400m ²) 16m×25m	1(300m ²) 12m×25m	1(300m ²) 12m×25m	1(300m ²) 12m×25m	1(300m ²) 12m×25m	1(300m ²) 12m×25m	1(300m ²) 12m×25m	1(300m ²) 12m×25m	1(300m ²) 12m×25m	1(350m ²) 14m×25m

中 学 校				
学校名	池 田	渋谷	北豊島	石 橋
所在地	上池田1丁目	五月丘4丁目	豊島北1丁目	井口堂3丁目
開校年月日	S.22.4.15	S.23.4.1	S.23.3.31	S.53.4.1
学級数	25	31	17	17
児童・生徒数(人数)	644	814	451	408
教員数	44	57	33	32
職員数	4	3	2	2
敷地面積(m ²)	22,766	28,231	16,757	17,254
校舎延面積(m ²)	7,057	7,831	7,186	5,921
校舎鉄筋化率(%)	100	100	100	100
普通教室数	20	26	18	15
特別教室数	15	19	24	19
体育館	1(1,204m ²)	1(1,259m ²)	1(1,229m ²)	1(1,310m ²)
プール	1(325m ²) 13m×25m	1(350m ²) 14m×25m	1(350m ²) 14m×25m	1(350m ²) 14m×25m

認 定 こ ど も 園		
園 名	さくら	あおぞら
所在地	大和町	畑1丁目
開園年月日	R.3.4.1	R.3.4.1
学級数	4	6
園児数	84	110
教員数	10	9
職員数	0	0
園舎(m ²)	634	1,108
敷地面積(m ²)	2,142	2,465

(注) 教員数には35人学級編制対応講師を含む。

(注) 敷地面積は借用面積を含む。

幼稚園の年度別園児数の推移

1. 市立幼稚園

(各年度 5 月 1 日現在)

年 度	園 数	学級数	園 児 数			
			3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
平成 30 年度	4	13		132	170	302
令和元年度	2	5		63	83	146
令和 2 年度	2	6		56	72	128
令和 3 年度	2	10	62	55	63	180
令和 4 年度	2	10	70	66	58	194

※令和 3 年度より幼稚園型認定こども園に移行

2. 私立幼稚園

(各年度 5 月 1 日現在)

年 度	園 数	学級数	園 児 数			
			3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
平成 30 年度	5	29	205	174	193	572
令和元年度	4	20	139	189	159	487
令和 2 年度	4	20	185	151	186	522
令和 3 年度	4	18	138	193	158	489
令和 4 年度	4	20	163	149	191	503

※市外通園児を含む。認定こども園の 1 号認定は含まない。

市 立 学 校

1. 学校数・児童・生徒数の推移

(各年度 5 月 1 日現在)

年度 区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
小学校・義務教育学校前期課程	学校数	10	10	10	10	10
	学級数	235	238	241	246	251
	児童数	男	2,692	2,700	2,647	2,632
		女	2,577	2,557	2,496	2,549
		計	5,269	5,257	5,143	5,181
中学校・義務教育学校後期課程	学校数	5	5	5	5	5
	学級数	89	92	98	98	100
	生徒数	男	1,250	1,212	1,233	1,244
		女	1,184	1,164	1,166	1,202
		計	2,434	2,376	2,399	2,446

奨 学 金 制 度

教育の機会均等をはかるため、池田市民で、経済的理由により学資の支弁が困難なものに対して支給するもので、運営は、池田市民の善意により設けられた基金から生ずる利子および池田市の一般財源をもって行う。

奨学金一覧表

区 分	武田育英資金	さつき奨学金	くすのき奨学金
基金の額	1, 200, 000 円	2, 376, 304 円	70, 007, 415 円
基金の設定	昭和 40 年 10 月	昭和 47 年 4 月	昭和 54 年 12 月
基金拠出者	武田 義三	中田 正道 小野 楠広・はま 土屋 壽美子 徳永 愛美 坂元 正治	水本 利光
受給対象者 および人員	小学生 10 人 中学生 5 人	受給者なし (平成 30 年度から新 規募集なし)	高校生 31 人 大学生 29 人
1 人あたり 受 給 額	小学 6 年生 年 5, 000 円 中学 3 年生 年 10, 000 円	高校生 (私立) 月 3, 000 円	高校生 (公私立) 月 3, 000 円 大学生 月 10, 000 円

=注= 人員および受給額は、令和 4 年度予算

学 校 給 食

1. 業務概要

安全衛生管理の徹底と調理設備の保守管理を図るとともに、安全安心な学校給食を提供し、卵類除去食の調理等食物アレルギーへの対応に努め、各幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校に配送し完全給食を実施している。

2. 学校給食センターの施設概要

(開設年月) 令和2年8月 (敷地面積) 13,994.62 m² (建築面積) 3,850.04 m²
(建物延床面積等) 4,886.99 m² 鉄骨造2階建 (処理能力) 9,000食/日

3. 給食実施状況(令和3年度)

校 種 \ 項 目	給食形態	給食費月額	年間実施回数	給食人数 (5月当初)
小 学 校 (前期課程)	完全給食	1年 3,740円 2-6年 3,740円	1年 179回 2-6年 187回	847人 4,334人
中 学 校 (後期課程)	完全給食	1,2年 4,050円 3年 3,510円	1,2年 150回 3年 130回	1,642人 804人
幼 稚 園 (1号)	完全給食	3,300円	3才児 152回 4才児 159回 5才児 166回	45人 44人 56人
幼 稚 園 (2号)	完全給食	給食 3,500円 弁当 1,350円 おやつ 1,760円	給食 179回 弁当 55回 おやつ 242回	35人

※小学校1年4月分1,980円、幼稚園1号3才児4月分0円、5月分2,828円
幼稚園1号4才児4月分1,026円、幼稚園1号5才児4月分2,524円、
幼稚園2号給食4月分3,306円

4. 学校給食の運営に関する会議等(令和3年度)

会 議 名	開催回数	開 催 月
学 校 給 食 運 営 委 員 会	3回	9月、12月、3月
学 校 給 食 費 監 査	3回	8月、12月、2月
学 校 給 食 献 立 作 成 部 会	11回	毎月(8月を除く)
学校給食用物資納入業者選定部会	1回	3月

小中一貫教育の推進

「学校教育法等の一部を改正する法律案」が平成 27 年 6 月に成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行され、「義務教育学校」の名称で、小中一貫校が制度化された。改正学校教育法では、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う小中一貫校を「義務教育学校」として新たな学校の種類に規定している。本市でも平成 30 年 4 月に義務教育学校「ほそごう学園」が誕生し、池田市の小中一貫教育のリーディング校として研究に取り組んでいる。

平成 26 年度からの小中一貫教育本格実施では、平成 25 年度に策定した小中一貫教育推進指針に基づき、小中一貫教育推進委員会、小中一貫教育チーフコーディネーター会議等において、年間計画に位置づけた With の日（教職員や児童・生徒の交流の日）、学校のきまり、保護者啓発、学園構想等について論議し、効果的な指導体制の確立を図った。また、学園内それぞれの教職員、保護者、地域住民、学識経験者、教育委員会事務局で構成する「小中一貫教育推進協議会」を開催し、それぞれの思いや願いを生かす小中一貫教育の構築に向けた検討が行われている。

今年度は、本格実施から 8 年間の小中一貫教育推進の取り組みの成果と課題を学園ごとに改めて整理するとともに、各学園の小中一貫教育の目標を、よりいっそう共有するための取り組みを進めている。

幼 児 教 育 の 推 進

幼児教育の振興のための取り組みを支援するために設置された「幼児教育サポートチーム」が市内の乳幼児教育施設を巡回して幼児教育の現状を把握し、必要な支援を行っている。保育の質の向上に向けて市内園・所のニーズに合わせた研修を行うとともに、巡回助言希望の園・所には講師を派遣して園内研修のサポートをしている。

また、通信等で市内乳幼児教育施設の取り組みや情報を発信し、幼児教育と小学校以降の教育との情報共有が行えるよう努めている。

教職員の人材確保について

人事権の移譲により、教職員の質の向上については、これまで以上に重要となる。人事評価も含め、養成、採用、育成・研修の一層の充実が必要であり、「地域の教員は自分たちで育てる」という人事権移譲の精神のもと、池田の教員をめざす優れた人材の発掘・養成を図るため、平成 23 年度に「ふくまる教志塾－わがまち先生獲得養成事業－」

を立ち上げた。

本事業は、「ふくまる夢たまごセミナー」と「学校現場実習」で構成され、有能な人材確保は、池田市の未来を担う子どもたちの育成に不可欠で、社会変化に対応できる人材育成への投資といえる。

本塾生の池田市教員への採用実績は、29年度生12名、30年度生3名、令和元年度生5名、令和2年度生4名、令和3年度生4名となっており、優秀な人材確保の一助となっている。

今年度は12期生として現場実習17名・聴講生2名の計19名を迎え、実施しているところである。他市においても同様の動きが見られる中、引き続き塾生の確保とともに、セミナー等の内容を充実していく。

開かれた学校園づくり・地域連携

1. 教育コミュニティづくり推進事業

市内全学園（全中学校区・義務教育学校）では、教職員・保護者・地域住民の3者が協働して、開かれた学校園づくりや地域の教育力の活性化を進めることにより、子どもたちが生命と人権を尊重し、社会の変化に対応できる実践力を高めることをめざしている。

平成23年度より国・府の補助事業「教育コミュニティづくり推進事業」を活用し、学校支援コーディネーターや学校支援員による学習環境の整備や放課後・土曜日における学習支援等をはじめ、教育や子育てに関する課題を学校・家庭・地域が共有し、課題解決に向けて協働することで、新たな人のつながりをつくる取組みを行っている。

2. 池田市立学校園協議会

平成14年度より市立全小・中学校に、平成16年度より市立全幼稚園に、それぞれ学校園協議会を設置。保護者や地域住民の意向を把握し、学校園運営に反映させることにより、開かれた学校園づくりの推進をめざしている。

3. 池田市立学校運営協議会

平成29年度より市立細郷小・中学校（現ほそごう学園）に、学校運営協議会を設置。学校と保護者、地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組み、地域ならではの創意工夫を生かした「地域とともにある学校」の推進をめざしている。

教職員人事権の移譲

平成 24 年 4 月、大阪府から 3 市 2 町（池田市・豊中市・箕面市・豊能町・能勢町）に対して、教職員の人事権（任命権）が移譲された。

3 市 2 町では、事務の共同処理機関として「大阪府豊能地区教職員人事協議会」を設置し、移譲事務のうち教職員の採用選考や管理職選考、法定研修などを、以下の 3 部会にて処理をしているところである。本市からは 2 人の事務局員を派遣している。

1. 採用選考部会

新規採用教職員（府費負担教職員）の選考に関する事務を執り行っている。

池田市では令和 3 年度選考（令和 4 年度採用）による合格者のうち、小学校 12 名、中学校 5 名の教職員を令和 4 年度当初に新規採用し、7 小学校・3 中学校に配置した。

2. 人事部会

管理職の任用に係る選考の要領その他選考のあり方に係る検討、人事交流（管理職を除く）に係る調整、及び府費負担教職員の人事に係る連絡調整に関する事務を執り行っている。また、24 年度から、3 市 2 町で校長・教頭・指導主事等選考、および首席・指導教諭選考を実施している。

3. 研修部会

府費負担教職員の初任者研修及び中堅教諭等資質向上研修に係る検討並びに研修に係る連絡調整に関する事務を執り行っている。令和 3 年度は、初任者研修として 13 回、中堅教諭等資質向上研修として 10 年経験者研修を 5 回、5 年経験者研修を 4 回の法定研修を 3 市 2 町で実施した。

少人数学級の推進

池田市では、これまで実施してきた小学校1年生から3年生までの35人以下学級編制を、29年度から小学校4年生まで拡大し、令和2年度からは、さらに小学校全学年に拡大して実施している。

少人数学級による効果としては、個に応じたきめ細かな指導により、基本的な生活習慣や基礎的な学力の定着が見込まれる。

令和4年度における35人以下学級編制に伴い、4年生は、秦野小・呉服小・石橋南小の3校、5年生は、池田小・秦野小・石橋南小・神田小の4校、6年生は、池田小・北豊島小・石橋小・神田小の4校においてそれぞれ市費負担講師を配置している。

外国語教育の充実

平成 16 年度からの「教育のまち池田」特区推進事業のもと、段階的に小学校において「英語活動」を実施し、外国人英語講師も活用して幼稚園や小学校の段階から英語を中心とした外国語に親しむ機会を設けてきた。

平成 20 年度からはこの特区が全国展開されたことを受けて、平成 20 年 7 月 6 日より文部科学大臣による教育課程特例校の指定を受け、現在まで早い時期から英語の音声や表現に慣れ親しみ、中学校・義務教育学校卒業時点で英語によるコミュニケーション能力の基本を身に付け、異文化を正しく理解できる国際性豊かな人材の育成に取り組んでいる。

平成 29 年度より、これまでの取り組みの効果検証の指標として GTEC（4 技能測定）を実施し、結果を分析して授業改善に活用している。小学校・義務教育学校の 5・6 年生の希望者に対してアクティビティを取り入れた英語教室を開講するなど、小学生対象の取り組みも展開している。（令和 3 年度・4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）

また、指導者育成として、毎年教員海外派遣研修を実施している。姉妹都市ローンセストン及びシドニー市へ約 2 週間、2 名の教員を派遣し、海外の教育事情や授業方法等を学び、国際理解教育の推進を図っている。（令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で派遣中止）

令和元年度からは一人ひとりの教員の指導力向上のための研修と平行して、全ての小学校・義務教育学校に英語専科指導教員を配置し、更なる授業改善に努めるとともに、国の取り組みである専門性の高い教科指導の実現に向けた研究を進めている。

学力向上・家庭学習の支援

平成 28 年度より、各小中学校・義務教育学校において特に力を入れたい教科の指導や学校の課題解決のため、教員や専門家を派遣する指導者派遣事業を実施し、学力向上や課題解決の支援をおこなっている。

また、希望する中学校・義務教育学校（後期課程）の生徒を対象に、平成 28 年度より業務委託した民間教育事業者による指導で、数学・英語の 2 教科を学べる「ふくまるはばたき塾」を無料で開講し、家庭学習の支援をおこなっている。1・2 年生は週 1 回、3 年生は週 2 回、学園ごとに公民館等の公共施設を会場として、学習を進めている。教科の内容に加え、勉強方法など講師からのアドバイスを活かし、家庭での学習の定着を図っている。

研 究 委 託

本市教育の向上と市立学校園の研究活動を高めるため、『教育のまち池田』力のある学校・園研究推進委託事業」の実施により、16校園すべてに研究を委託して、9年間の学びのつながりや、様々な教育課題の研究推進を支援している。

市教育研究会は、各教科・領域 30 部会（幼稚園 2、小学校 10、中学校 10、合同部会 8）が毎月 1 回定例会を開催し、研究討議、資料収集・調査、実技講習等を行い、各学校園の教育活動に生かしている。

また、行事として、連合競技大会、連合音楽会、連合美術展、理科教育展、夏休み課題展、クラブ音楽発表会を開催している。

小学校 3 年社会科副読本「わたしたちのまち・池田」、中学校社会科資料「身近な地域池田」の編集・発行もこれらの部会活動の成果である。

人 権 教 育

池田市人権教育基本方針及び人権教育推進プランに基づき、関係機関・団体等との連携を図りながら人権教育を推進している。

1. 重点目標

- （１）人権教育を推進するために、あらゆる人権問題に関する正しい知識理解と実践力を身につけた人材の育成を図る。
- （２）学校園での人権教育の充実と深化を図るために、教育活動への支援と教職員の研修を進める。
- （３）市民一人ひとりの正しい理解を深めるために、関係諸機関と協力して、人権問題の啓発活動を進める。

2. 具体的施策

- （１）人権教育推進の企画、調査研究の指導、助言に関すること。
- （２）教職員に対する人権教育の研修活動の推進に関すること。
- （３）市民啓発活動及び、関係機関・団体等との連絡調整及び連携に関すること。

3. 人権教育研究団体

池田市人権教育研究協議会	発足：昭和42年5月11日
同和問題をはじめさまざまな人権問題の解決のために、教育の果たす役割の重大さを認識し活動している。 各校園担当者会、事務局会、役員会を定例で開催し、人権教育の推進を図っている。また、3つの専門委員会を持ち、各校園の代表者がそれぞれの委員会で研究実践、交流を深めている。 夏季休業中には夏季研究会を開催し、各学校園の取組みを交流している。また毎年、市教育委員会とともに、「人権作文集」を作成している。	
池田市進路保障協議会	発足：昭和49年11月21日
教育の機会均等の原則に基づき、子どもたちの進路における一切の差別を根絶し、すべての子どもの進路保障に関する諸事業を行なっている。進路学習の手引きとして中学3年生用「私たちの進路」を毎年編集・発行し、年間を通し、中学卒業生の就職先への職場訪問、進学先への高校訪問等、追指導をおこなっている。	
池田市在日外国人教育研究協議会	発足：平成5年7月1日
国際化の進む今日、在日・渡日児童・生徒は増加する傾向にあり、市民の国際理解、外国人の人権擁護、学校園での人権教育・国際理解教育等、本協議会の役割は大きい。 各校園の担当者を中心に担当者会を構成し、毎月第2水曜日に担当者会を開催、在日外国人教育に関する実践交流、情報交換などをおこなっている。 本協議会主催の研修会には、フィールドワークもあり、意欲的に取り組んでいる。	

児 童 生 徒 支 援

1. こども安全対策

小・義務教育学校の校門のオートロック化、スクールガードリーダーによる登下校時の安全見守りに加え、すべての児童に IC タグを無償貸与し、登下校状況を素早く確認できるシステム「ツイタもん」を運用している。また、警察をはじめ関係機関との情報共有を図る体制を整え、地域の方々による子どもの登下校時における安全見守り活動を展開している。

2. 不登校支援

多様な要因による不登校への対策として、学校への再登校や社会的自立に向け支援する適応指導教室「ビーンズ」を教育センター内に開所するとともに、不登校支援ならびに相談業務の一部をNPO法人に委託し、旧伏尾台小学校校舎を活用して不登校児童・生徒や保護者のニーズに応えている。

3. 教育相談

教育相談は、市内在住の幼児・児童・生徒とその保護者及び市立学校園の教職員を対象に、登校園しぶり、学校生活、友人関係、チック・夜尿、言葉・発音・吃音、発達の遅れなど、さまざまな内容に対応している。また、電話相談（ハローダイヤル）も開設している。

4. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置

児童・生徒などへの相談体制の充実のため、中・義務教育学校（後期課程）へは府費スクールカウンセラーを、小・義務教育学校（前期課程）へは市費スクールカウンセラーを配置している。

さらに、福祉的な視点で児童・生徒を取り巻く生活環境に着目し、その改善を通して、課題解決を図るとともに、福祉部局との連携を図っていくためスクールソーシャルワーカーを市費で任用し、学園（中学校区）に配置している。

5. スクールアシストメイト

いじめ・不登校、児童虐待、問題行動等の課題を抱えた児童・生徒への支援については、生活指導担当者（小・義務教育学校の前期課程）、生徒指導主事（中・義務教育学校の後期課程）を中心に関係機関と連携し、校内体制を構築している。また、すべての小・中・義務教育学校に支援員としてスクールアシストメイトを配置し、教員と連携しながら子どもが抱える悩みや不安等を受け入れ、きめ細かな支援を行っている。

特 別 支 援 教 育

1. 就園・就学相談

個々の子どものニーズと保護者の意向を尊重し、就園・就学に向けた適切な教育環境を整えるために、池田市特別支援教育検討委員会を設置している。

2. 支援学級の設置

令和4年度は、市立9小学校、4中学校、1義務教育学校に設置している。

種 別	小学校	中学校	義務教育学校	計
弱視	0	1	0	1
難聴	2	0	0	2
知的障がい	31	8	4	43
肢体不自由	4	1	1	6
病弱・身体虚弱（病院内学級）	7	2	1	10
自閉・情緒障がい	34	14	6	54
計	78	26	12	116

3. 通級指導教室の設置

市立7小学校・1義務教育学校（前期課程）、3中学校、幼稚園通級を教育センターに設置

4. 専門家、作業療法士、理学療法士等による巡回相談・指導助言等の実施

5. 派遣相談員（音楽療法士）による学校への支援

6. 市費による介助員と養護主事の配置、重度肢体不自由児に対するタクシー借上げによる送迎

7. 看護師の配置（1幼稚園、6小学校、2中学校に13人）

8. 特別支援教育展の実施

青 少 年 健 全 育 成

青少年健全育成については、地域社会において豊かな人間性や規範意識を育みながら、主体的に自らの人生を切り拓き、次代を担う大人へと成長するため、家庭・地域・学校の相互連携を強め、青少年の社会参加を推進している。

また、青少年健全育成団体の活動の活性化と地域社会における連携・協働をすすめ、周囲の大人が青少年の成長を見守る体制と健全育成への気運の醸成を図っている。

青少年団体（ボーイ・ガールスカウト）の育成、青少年指導員活動、こども会活動、市長と若者の対談の開催、二十歳（はたち）の集いの開催、子どもの居場所づくり推進事業、2分の1成人式「10歳の集い」

情報教育・ICT活用

情報化社会が加速している中で、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が求められている。教育センターでは、情報機器及びソフトウェアの整備とともに、それらを効果的に活用して指導することができる教員の育成を図っている。

1. 大型提示装置

65型の電子黒板を小・中・義務教育学校と市立認定こども園型幼稚園に整備している。指導者用デジタル教科書と電子黒板の連携によって、視覚的に理解が深まる場面が増え、子どもたちの主体的な学びにつながっている。また、児童生徒がGIGAスクール構想により整備したタブレット端末を活用し、電子黒板に自分の考えをスライド等で示しながらプレゼンテーションを行うアウトプット型の授業も展開している。

2. 池田市 GIGA スクール構想

国が掲げる GIGA スクール構想のもと、令和 2 年度に、市内全小中学校及び義務教育学校の普通教室に高速無線 LAN 環境、全児童生徒に 1 人 1 台の学習者用タブレット端末を整備した。タブレット端末を効果的に活用した授業づくりを推進することで、学習者主体の学びへと変革を図り、基礎学力の確かな習得をめざすとともに、社会の中で生きて働く資質能力の育成に努めている。

3. 校務支援システム

教職員の働き方改革が大きな課題となっている中、小・中学校及び義務教育学校の教職員に、校務用PCを配備し、校務支援システムを導入している。連絡掲示板を学校内や学校間の情報共有に活用したり、指導要録や出席簿等の電子化を進めたりするなど、ICTの活用により教職員の校務の効率化を図っている。

4. ICT 活用に係る教職員研修の充実

急速に進む学校における ICT 環境整備の中、その環境を効果的に活用し、授業改善を図ることができる教職員の育成をめざし、ICT 活用を中心とした教職員研修を新たに企画し、充実を図っている。

今後、児童生徒が学習者用タブレット端末を効果的に活用した授業づくりを一層充実させていくため、システムの効率化、人的サポートの観点から運用面の支援を図っていくとともに、教職員にむけての ICT 活用研修を定期的に行い、指導力の育成にも努めていく。

社 会 教 育

1. 社会教育関係

(1) 社会教育活動

生涯学習に関する各種講座の開催、社会教育委員会議の開催、女性団体の育成、PTA活動の促進。池田市吹奏楽団の育成。

(2) 社会教育関係団体の支援

社会教育関係団体（音楽連盟、民謡民舞協会、吟剣詩舞連盟、三曲協会など）と共催による活動成果の発表。

(3) 公民館活動

美術展・茶会・生け花展・各種作品展示・講座・市民企画講座・講演会・俳句・短歌大会等を開催。

(4) 社会教育施設の管理運営

水月・五月山両児童文化センター、児童館の各指定管理者との連絡調整などを実施。くれは音楽堂の管理・運営。

2. スポーツ・レクリエーション関係

スポーツ基本法及び池田市スポーツ振興条例に基づき、市民一人ひとりの生涯スポーツを推進し、健康づくりや地域の活性化を推進するため、市民レクリエーション大会、学校体育施設開放事業、卓球のまちづくり事業、池田・猪名川マラソン大会、池田市民スポーツ振興協議会との共催によるスポーツ大会、また、生涯スポーツの拠点となる総合スポーツセンター指定管理者との連絡調整などを実施。

3. 文化財保護、市史編纂

(1) 文化財保護事業

文化財保護法、大阪府文化財保護条例、池田市文化財保護条例及び「池田市歴史文化基本構想」に基づき、文化財の指定・啓発、指定文化財の保存修理、埋蔵文化財発掘調査、国指定文化財管理事業などの諸事業を実施し、市内の文化財の保護を推進。

(2) 市史編纂事業

昭和 27 年より市史編纂事業を開始。平成 5 年度から市史改訂事業に着手し、下記の市史を刊行。

『新修池田市史』第1巻（地理、考古、古代、中世編）	平成 9 年 3 月 31 日
〃 第2巻（近世編）	平成 11 年 3 月 31 日
〃 第3巻（近代編）	平成 21 年 3 月 31 日
〃 第4巻（現代編）	平成 23 年 3 月 31 日
〃 第5巻（民俗編）	平成 10 年 3 月 31 日
〃 別 巻（年表・索引編）	平成 24 年 3 月 31 日
『池田市史』史料編⑩（近代史資料）	平成 26 年 9 月 30 日
〃 ⑪（現代史資料）	平成 28 年 3 月 31 日

社会教育関係施設一覧

施設 項目	中央公民館	図書館	歴史民俗 資料館	石橋図書館	水月児童文化 センター	五月山児童 文化センター	児童館	青少年 野外活動 センター	総合スポーツ センター	くれは 音楽堂
所在地	菅原町	呉服町	五月丘1丁目	石橋1丁目	鉢塚3丁目	綾羽2丁目	古江町	兵庫県 猪名川町	荘園2丁目	姫室町
開設年月日	S33. 8. 11 S49. 3. 15 移転改修 H26. 4. 1 新築	S37. 8. 3 S55. 4. 29 移転新築 R1. 5. 1 移転	S55. 4. 29	R4. 4. 1	S46. 4. 1	S48. 6. 3	S47. 6. 17	S49. 7 S59. 3. 31 増築	S52. 10. 27	H20. 4. 1
構 造	鉄筋コンクリート 3階建	鉄筋コンクリート 12階建 (3階部分)	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 5階建 (1・3・4階部分)	鉄筋コンクリート 2階建	鉄筋コンクリート 4階建	鉄筋コンクリート 2階建 軽量鉄骨	管理棟兼避難小屋 鉄骨2階建 テントサイト 調理場 便所 営火場 冒険遊具	鉄筋コンクリート 一部鉄骨2階建	鉄筋コンクリート 2階建
延 面 積 (㎡)	2, 179. 57	1, 441. 72	551. 86	738. 85	580. 49	1061. 50	383. 69	198. 16	3, 822. 31	649. 00
敷地面積 (㎡)	池田駅前公園内 1, 350. 83	—	5, 236. 02	—	水月公園内	五月山緑地内	古江児童遊園地内	97, 331. 50	5, 766. 88	呉服小学校内
収容人数 (人)	323	480	100	—	200	255	150	宿泊 150 日帰り 250	—	242

社会教育施設使用料

1. 中央公民館使用料

階別	施設名	広さ (㎡)	使用料金					
			時間帯使用			1 日使用	連日使用	
			午前 9 時 から正午	午後 1 時か ら午後 5 時	午後 6 時か ら午後 9 時	午前 9 時か ら午後 9 時	6 日間	13 日間
2 階	ギャラリーA	98.96	1,000 円	1,300 円	1,000 円	3,300 円	18,000 円	39,000 円
	ギャラリーB	93.65	1,000 円	1,300 円	1,000 円	3,300 円	18,000 円	39,000 円
	会議室 A	67.48	700 円	900 円	700 円	2,300 円	—	—
	会議室 B	53.10	600 円	800 円	600 円	2,000 円	—	—
3 階	会議室 C	38.12	400 円	500 円	400 円	1,300 円	—	—
	大ホール	134.91	1,500 円	2,000 円	1,500 円	5,000 円	—	—
	調理実習室	75.05	1,200 円	1,500 円	1,200 円	3,900 円	—	—
	制作室	72.02	900 円	1,200 円	900 円	3,000 円	—	—
	和・茶室	71.89	900 円	1,200 円	900 円	3,000 円	—	—

休館日 ・毎月第 1 火曜日と 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
 ・設備保守点検・定期清掃等による臨時休館日あり

2. 総合スポーツセンター使用料

時間帯 区分			午前	午後①	午後②	夜間	全日
			午前9時 ～正午	午前1時 ～午後4時	午後4時30分 ～午後6時30分	午後6時30分 ～午後9時	午前9時 ～午後9時
専用に 係る 使用料	大体育室	全面	4,800 円	4,800 円	3,200 円	6,800 円	19,600 円
		半面	2,400	2,400	1,600	3,400	9,800
	小 体 育 室		2,100	2,100	1,400	2,900	8,500
	柔 剣 道 場		2,000	2,000	1,400	2,800	8,200
	会 議 室 A		600	600	400	750	2,350
	会 議 室 B		450	450	300	500	1,700
共用に係る 使用料	一般の者	大体育室 小体育室 柔剣道場 トレーニング室	250	250	250	250	
	小、 学生中	大体育室 小体育室 柔剣道場	50	50	50	50	

備考

- この表（以下「上表」という。）において「専用」とは、団体又は法人（以下「団体等」という。）が各施設の全面（大体育室にあつては、全面又は半面。以下同じ。）を専ら自らで使用することをいう。
- 上表において「共用」とは、次に掲げる場合において個人（団体等以外の者をいう。以下同じ。）が施設を他の使用者とともに使用することをいう。
 - 総合スポーツセンターが提供するプログラムに参加する場合
 - トレーニング室を使用する場合
- 上表において「大人」とは、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日以後にある者をいい、「小人」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 個人が各施設の全面を専ら自らで使用することは、認めない。
- 委員会は、団体等に専用を行わせるときは、あらかじめ当該団体等の所在地（所在地が定まっていない団体等の場合においては、当該団体等の運営上適当であると当該団体等が認める構成員（大人に限る。）の住所。以下この項において同じ。）、全構成員の氏名、住所、年齢その他の必要事項について届出を行わせるとともに、

当該団体等の専用に係る登録（以下この項及び次項において単に「登録」という。）を行うものとする。この場合において、委員会は、登録に係る団体等の所在地及び全構成員の住所（以下次項においてこれらを「登録地」という。）により当該団体等を2種類に区分し、一方を市内団体等（登録の際において、団体等の所在地が本市の区域内に存し、かつ、当該団体等の全構成員の7割以上の者が本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する団体等をいう。以下この項及び次項において同じ。）として、他方を市外団体等（市内団体等を除く団体等をいう。次項において同じ。）として取り扱うものとする。

- 6 上表の専用に係る使用料は、市内団体等であつて、かつ、小人等団体等（登録の際において、団体等の全構成員の7割以上の者が小人、満65歳以上の者又は障がい者である団体等をいう。以下この項において同じ。）でないものが、入場料等（入場料その他これに類するものをいう。以下この項において同じ。）を徴収しない場合における使用料に限るものであり、それ以外の場合の専用に係る使用料は、上表の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

登録地による区分 入場料等の徴収の有無		構成員による区分	
		小人等団体等	左欄以外の団体等
市内団体等	徴収する場合	上表の3倍の額	上表の3倍の額
	徴収しない場合	上表の2分の1の額	
市外団体等	徴収する場合	上表の3倍の額	上表の3倍の額
	徴収しない場合	上表と同一の額	上表の2倍の額

- 7 専用を行う団体等が使用の許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用しようとする場合は、当該超過し、又は繰り上げて使用する1時間当たり上表及び前項により算出した額の3分の1に相当する額の使用料を徴収する。この場合において、当該超過し、又は繰り上げて使用する時間に1時間未満の端数が生じる場合は、その端数が30分以上のときは1時間とみなし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 8 前項により算出した額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 9 共用を行う使用者の住所が本市の区域外である場合は、上表の額の2倍に相当す

る額の使用料を徴収する。

10 附属設備等の使用料は、委員会が別に定める。

3. 総合スポーツセンター駐車場使用料

単 位	使用料
2 時間 30 分以内	200 円
2 時間 30 分を超える 1 時間ごとに	100 円

4. くれば音楽堂使用料

利 用 区 分	平 日	土・日・休日
午前 9 時 30 分～午後 1 時	12,000 円	15,000 円
午後 1 時 30 分～午後 5 時	12,000 円	15,000 円
午後 6 時～午後 9 時 30 分	12,000 円	15,000 円

休館日 ・ 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

・ 設備保守点検・定期清掃等による臨時休館日あり

5. 五月山児童文化センター観覧料

施 設 名	観覧料(※1 市民以外の者が使用する場合)	
プラネタリウム	大人(※2)	小人(※3)
	200 円	100 円

備考

※1 観覧料は、市民以外の者（市内に住所を有する者、在勤する者又は在学する以外の者）がプラネタリウムを観覧する場合に徴収する。

※2 大人は、15 歳に達する日の翌日以降の最初の 4 月 1 日以後にある者を指す。

※3 小人は、大人以外の者を指す。

図書館・石橋図書館

1. 概 要

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存し、地域住民に提供するために、図書館及び石橋図書館でサービスを展開している。

令和４年３月、全館に自動貸出機・返却機・予約棚のシステムを整備し、利用者のプライバシーに配慮した非対面型の貸出・返却サービスを開始した。

また、コミュニティ助成金を活用し、老朽化していた移動図書館車を更新した。

令和４年４月には石橋図書館がツナガリエ石橋内に新規オープンし、ダイバーシティセンターや地域子育て支援拠点と連携を図りながら、子どもから大人まであらゆる世代が集い、交流できる図書館づくりをめざす。

2. 利用状況

(1) 利用登録状況

	個人登録	(うち児童)	(うち市民)	団体	計
登録者数	38,226人	(5,841人)	(34,419人)	403団体	38,629人

(2) 利用状況

館 \ 区分	来館者数	貸出人数	貸出冊数	予約件数	貸出以外の 利用人数 ※
図 書 館	310,021人	191,612人	521,002冊	130,062件	3,381人
石橋図書館	61,617人	33,417人	95,496冊		451人
計	371,638人	225,029人	616,498冊		3,832人

※貸出以外の利用人数

館 \ 区分	行事参加人数	レファレンス	AV視聴	パソコン利用	障がい者室
図 書 館	1,835人	302人	—	1,242人	2人
石橋図書館	371人	80人	—	—	—
計	2,206人	382人	—	1,242人	2人

3. 蔵書状況

資料区分 館	図書	障がい者 支援資料	視聴覚 資料	雑誌	計
図 書 館	243,979冊	3,322点	2,589点	11,120冊	261,010冊
石橋図書館	132,221冊	1,094点	0点	7,237冊	140,552冊
計	376,200冊	4,416点	2,589点	18,357冊	401,562冊

図書内訳

資料区分 館	一般書	児童書	郷土資料	計
図 書 館	189,329冊	45,136冊	9,514冊	243,979冊
石橋図書館	45,482冊	85,163冊	1,576冊	132,221冊
計	234,811冊	130,299冊	11,090冊	376,200冊

図書 分類別蔵書構成比

資料区分 分類	一般書		児童書		郷土資料	
	冊数	構成比	冊数	構成比	冊数	構成比
0 総 記	7,312冊	3.1%	1,303冊	1.0%	497冊	4.5%
1 哲 学	10,361冊	4.4%	1,229冊	0.9%	110冊	1.0%
2 歴 史	19,496冊	8.3%	5,609冊	4.3%	3,107冊	28.0%
3 社会科学	36,534冊	15.6%	5,021冊	3.8%	4,575冊	41.3%
4 自然科学	15,769冊	6.7%	8,116冊	6.2%	263冊	2.4%
5 技 術	18,268冊	7.8%	3,343冊	2.6%	748冊	6.7%
6 産 業	7,536冊	3.2%	1,947冊	1.5%	441冊	4.0%
7 芸 術	17,835冊	7.6%	4,732冊	3.6%	647冊	5.8%
8 言 語	4,578冊	1.9%	1,584冊	1.2%	48冊	0.4%
9 文 学	97,122冊	41.4%	41,282冊	31.7%	631冊	5.7%
E 絵 本	—	—	53,113冊	40.8%	19冊	0.2%
G 原書絵本	—	—	979冊	0.8%	4冊	0.0%
K 紙 芝居	—	—	2,041冊	1.6%	0冊	0.0%
計	234,811冊		130,299冊		11,090冊	

歴 史 民 俗 資 料 館

1. 概要

当館は、歴史と伝統に育まれた郷土「池田」にふさわしい教育文化施設として、市内に伝わる貴重な文化遺産を調査・研究・収集・保管・展示するために、昭和 55 年に開館した。以後、資料の収集・保管はもとより、常設展・企画展・特別展・講演会などを適時開催し、文化財の保護・活用・啓発に努めている。

2. 常設展、特別展開催事業の実績（令和 3 年度）

展示活動

区 分	展示テーマ	場 所	期 間 (延べ日数)	入館者数
常設展	目で見える池田の歴史	大展示室	4/1～4/11 (9 日)	679 人
第 157 回 企画展	ちょっと昔のくらしの道具	小展示室	前年度より継続	
常設展	目で見える池田の歴史	大展示室	4/21～7/4 (14 日)	1,056 人
第 158 回 企画展	池田に伝わる日本画 －呉春と円山・四条派の画家たち－	小展示室	※4/25～6/22 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館	
常設展	目で見える池田の歴史	大展示室	7/14～10/3 (62 日)	3,157 人
第 159 回 企画展	機械式－その歴史と原理－	小展示室		
第 43 回 特別展	古絵図に何がかかっている？ －絵図にみる池田市域－	大展示室 小展示室	10/16～12/5 (37 日)	6,127 人
常設展	目で見える池田の歴史	大展示室	12/18～3/13 (58 日)	3,024 人
第 160 回 企画展	ちょっと昔のくらしの道具	小展示室		
常設展	目で見える池田の歴史	大展示室	3/21～3/31 (8 日)	1,089 人
第 161 回 企画展	池田の黄檗寺院 －隠元禅師没後 350 年記念－	小展示室		
合 計			(188 日)	15,132 人